

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者) (農林水産経営支援課) 一
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 二
- 宮城県美術館特別展「東山魁夷展」に係る観覧料の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(三件) (震災廃棄物対策課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁生涯学習課) 四
- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 (公安委員会) 五

告 示

○宮城県告示第五百八十二号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九條第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年九月十一日	東松島市 鳴瀬	午前10時30分から午後2時まで	東松島市役所鳴瀬庁舎
九月十二日	東松島市 本	午前10時30分から午後2時30分まで	東松島市役所本庁舎車庫
同 九月十三日	東松島市 矢本	午前10時30分から午後2時30分まで	東松島市役所矢本庁舎車庫

○宮城県告示第五百八十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八條第五項において準用する法第百五條の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八條第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号漁業者数
気仙沼市及び本吉町三陸町南三陸町(宮城県漁業協会の組合の唐桑支所、気仙沼地区支所、大谷支所、津支所、支所、支所の地)	総トン数十ト未満の漁船により種受網を使用し、さなまをとることを目的とする漁業	平成二十四年七月十二日	気仙沼市大浦百七十九番地 小野寺俊光 本吉郡南三陸町歌津字番所八十七番地 三浦久仁夫	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第六條に規定する漁業	二人

○宮城県告示第五百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九條の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 保安林予定森林の所在場所 大崎市鳴子温泉鬼首字保呂内一八の三</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 次の森林について、主伐は、択伐による。 字保呂内一八の三(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○宮城県告示第五百八十五号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。</p> <p>平成二十四年七月二十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 栗原市(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林</p>	<p>整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>二</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 栗原市(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。 栗原市(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。</p> <p>(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○宮城県告示第五百八十六号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「東山魁夷展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十四年七月二日次のとおり委託した。</p> <p>平成二十四年七月二十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 委託の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号 株式会社河北新報社 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号 株式会社仙台放送</p>
--	---

公 告

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二
みやぎ生活協同組合
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
地方職員共済組合宮城県支部
仙台市青葉区五橋一丁目一番一号
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
二 委託期間
平成二十四年七月十日から平成二十四年九月二十一日まで

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（気仙沼処理区）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年五月九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 大成・間・五洋・東急・西武・安藤・深松・丸か・小野良・阿部伊特定業務共同企業体 代表者 大成建設株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

五 契約金額 四百八十四億五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める施行令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第六号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務（南三陸処理区）委

託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年五月十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人東北建設協会 仙台市青葉区八幡一丁目四番十六号

五 契約金額 一億九千九百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める施行令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理（東京都搬出その2）業務委託コンテナ千六百十二基 七千二百五十トン

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年六月十三日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人東京都環境公社 東京都墨田区江東橋四丁目二十六番五号

五 契約金額 十二フィートコンテナ一基当たり六万九百円 一トン当たり五万七千七百五十円

コンテナ使用料一ヶ月当たり千三百八十六万円 管理費一ヶ月当たり二百三十七万三千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める施行令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第一号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 七十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年七月六日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社岩城屋商店 石巻市大街道西二丁目三番五号
- 五 落札金額 五百七十万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年五月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県美術館で使用する電気 年間約百九十七万五千ワット時
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区川内元支倉三十四番一号 宮城県美術館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

7 入札に参加を希望する者は、6に掲げる事項を証する書類を平成二十四年八月十日（金）午後五時までに3の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年八月十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先 千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班

(担当 佐々木 大輔 電話〇二一・二二一・三六五一)

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十四年八月三日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年七月三十一日(火)までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年八月十日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに心しなければならぬ。

4 入札書の提出期限 平成二十四年八月三十一日(金)午後五時まで(郵便により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年九月三日(月)午後一時三十分 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条 第九十八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規程による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

9 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

6 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service to be Procured : Electrical power for the Miyagi Museum of Art (Estimated annual usage of 1,975,000 kWh)

2 Period of Contact: October 1, 2012 to September 30, 2015

3 Deadline for Bid (in person) : September 3, Monday, 2012, 1 : 30 p.m., Meeting room (16F), Miyagi Prefectural Board of Education, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

4 Deadline for Bid (by mail) : August 31, Friday, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Daisuke Sasaki, Management Section, Lifelong Learning Division, Miyagi Prefectural Board of Education, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan TEL: 022-211-3651

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第107号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。
平成24年7月20日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成24年8月30日(木)から同年9月6日(木)までの土・日曜日を除く6日間(8月30日から9月5日までの土・日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、最終日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。)

<p>4 追加取得講習</p> <p>平成24年9月4日(火)から同月6日(木)までの3日間(9月4日及び5日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、最終日は午後4時から修了考査を実施する。)</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 2つの講習をあわせて40人</p> <p>4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (2) 追加取得講習 受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)-ア~オのいずれかに該当するもの</p>	<p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける。その際、氏名、住所、連絡先TEL、該当要件等を聴取する。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成24年7月26日(木)から同年8月1日(水)までの土・日曜日を除く5日間(7月26日から7月31日までは午前9時から午後5時まで、受付最終日は午後3時まで) なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続き 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 平成24年8月2日(木)から同月8日(水)までの5日間(毎日午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に指定先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ) ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 (ア) 前記4-(1)-アに該当する者 最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 (イ) 前記4-(1)-イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し (ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 (エ) 前記4-(1)-エに該当する者</p>
--	--

旧 1 級検定の旧検定期則第 8 条の合格証の写し

(注) 前記 4 - (1) - オに該当する者

旧 2 級検定の旧検定期則第 8 条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

工 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第 2 条第 1 項の表 63 の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては 38,000 円、追加取得講習受講者にあつては 14,000 円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番 11 号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号 022 - 221 - 7171 内線 3184、3185)